

二 偽一九と書物屋喜一郎

1 『和歌山買い物独り案内』

幕末の城下町和歌山で、坂本屋喜一郎・大二郎という兄弟が大手の書物屋（書店）をそれぞれ営んでおりました。

た。書物屋といつても今日とは違い、大手は通常、小売よりも出版・卸に重点を置き、貸本業も兼ねていました。坂本屋兄弟も、嘉永・安政期（一八四〇年代末から五〇年代）にかけて、和歌山の書物屋の中では最も多くの出版物を共同で次々と手掛けていきます。『小梅日記』で有名な川合家にも出入りしていたため、「坂本屋」は『小梅日記』に何回も出て来ます（須山高明「城下町和歌山の出版と書商の営業形態」、和歌山市立博物館03夏季特

別展図録『城下町和歌山の本屋さん』所収、二〇〇三年、
参照）。

ある時、兄弟の身に事件がふりかかります。天保六年（一八三五）喜一郎が買い物ガイド『和歌山買物独り案内』の出版を企画しているさなか、店に江戸の戯作者十返舎一九がやってきて、『独案内』は自分が出す準備をしているといいます。ところが一九、その四年前にすでに没しているのです。あるいは、兄弟は藩の国学者長沢衛門（えもん）の著作を何冊も出版しますが、藩の政争のために衛門は、安政二年（一八五五）座敷牢に押し込められて

しました。藩は衛門の著作を出版禁止にするつもりだったのでしよう、兄弟が所持していた高価な版木を没収しようとします。文書館が所蔵する（書物屋）坂本屋文書（『移管資料目録』所収）は二三一点。この二つの事件が中心です。

さて、大坂や江戸では文政初年（一八一〇年代末）か

ら慶応（一八六〇年代後半）にかけて、「商人（あるいは浪花）買物独案内」『江戸買物独案内』という、いわば買い物ガイドが出版され好評を得ます。喜一郎はこれを和歌山でも実現すべく、天保五年、町奉行所に『和歌山買物独案内』の出版願いを提出しますが、どうしたことか許可が下りません。

〔買物独案内〕出版願い

〔枳文〕

「
書物屋
喜一郎

乍恐奉願上候口上

書物屋
喜一郎

〔読み下し文〕

① 恐れ乍ら願い上げ奉り候口上
一私義、多年書物商売仕来り候處、
御蔭を以て取り続き商売仕り、

有り難き仕合せに存じ奉り候、

② 然る処、先年今

御國御國産并びに諸問屋を初め諸商売・

諸職方に至る迄、何商売は何町何屋某と

相認め出版（版）仕り度く存じ奉り候間、

御免成し下せられ（被レ為ニ成下）候様、

③ 何卒出版

一私義、多年書物商売仕来候處、

御蔭を以て取り続き商売仕り、

② 然る処、先年今

乍恐奉願上候口上

有り難き仕合せに存じ奉り候、

御蔭を以て取り續き商賣仕り、

然る處、先年今

御国御国産并ニ諸問屋を初諸商売・

諸職方ニ至迄、何商売ハ何町何屋某ト

相認出版仕度奉存候間、③何卒出版

御免被為成下候様、偏ニ奉願上候

一④大坂表出版仕有之候買物独案内と

偏に願い上げ奉り候、

一④大坂表出版仕り之有り候「買物独案内」と

申し候書物御座候に付き、⑤右書物之仕方を以て

「御国御城下諸商売買物独案内」

出版仕り度く存じ奉り候、

(表紙)

大坂表出版仕有之候買物独案内

大坂表
出版仕有之候買物独案内

①
名思筆歌上不呈

書福宗
正義



一
藝多年書物商賣往來少
御應志多讀書商賣仕務有往來事
②
復夏先年人

御國御事盡善諸國之物皆為貢
諸國之物何時何處何處至下
所德生枝仕家事外者何事半生枝
③
活死不自滅不以私偏事前人
一
大極者生枝仕有事小寫猶獨善也

丁巳立春後往伊豆有石之喜村⁽⁵⁾付予之以

御國御城下諸處賣雲母福壽內

出板佐多事少不

右色出板佐多事高 治城下賣內

魚人賣賣金子利直參出板佐多事

何年治事少漏石有底少⁽⁶⁾天種有付今

事不因假名惡事無上不以

年二月

西元
昭和

(付箋)

右文書物ノ通出板仕度奉存候
申候書物御座候ニ付、^⑤右書物之仕方を以て
御國御城下諸商売買物独案内
出板仕度奉存候、

⑥右之通出板仕候へ者、当御城下不案内之
遠近之人々、売買ニ弁利宜敷候様奉存候間、

⑦何卒御聞き済み成し下せられ候へば

宜しき（敷き）候様存じ奉り候間、

有り難き仕合せに

存じ奉り候、此段恐れながら願い上げ奉り候、以上

⑥右之通出板仕候へ者、当御城下不案内之
遠近之人々、売買ニ弁利宜敷候様奉存候間、
⑦何卒御聞き済み成し下せられ候へば

奉存候、此段乍恐奉願上候、以上

午二月

午二月

(付箋)

「本文御聞済被為成下候へ者、

夫々商売向へ及掛合、先方

好之通以相對加入致度奉存候」

(坂本屋文書九二三二一六)

(付箋)
「本文御聞き済み成し下せられ候えば、
夫々商売向へ掛け合いに及び、先方
好み之通り相對を以て加入致し度く存じ奉り候」

(文意例)

①恐れながらお願いいたす口上書き

一私は長年にわたり書物関係の商売を致して参りましたが、

お陰様で引き続き商売が成り立ち、有難き幸せと思つております。

②さて、以前から

御国の産物と、これを扱う諸問屋を初め諸小売商・

諸職人に至るまで、何の商売は何町の何屋某(という店がある)と
認め出版致したいと思いますので、③どうか出版の

御許可を下さいます様に、ただただ願い上げます。

一④大坂で出版いたした『買物独案内』と

いう書物がございますので、⑤右の書物の仕方で、

『御国御城下諸商売買物独案内』を

出版致したいと思います。

⑥右の通り出版致しましたならば、当御城下に不案内の遠方の人々にとつて、売買に便利になる様に思いますので、

⑦どうか御聞き入れ下さいますれば有り難いことと存じます。この件、恐れ多いことですがお願ひ申します、以上。

(付箋)

「本文をお聞き入れ下さいましたならば、

それぞれの商人に交渉をして、先方の

希望通りに、合意の上で（掲載する商人達の中に）加えたいと思います」

〔語意・語法〕

①乍 恐　願い出の際の定型句。恐れ多いことですが。奉

願上 「奉」は謙譲語。丁重に願い出る。口上 「口上書

き」（口頭で述べた内容を文章に書き留めたもの）の略。

ただ、近世には口上ではなく文書が重要になり、文書での提出に重きが置かれていくが、表題にはかつての名残

として、形式的に「口上」の文言が付け足されているこ

とも多い。書物屋 喜一郎 坂本屋喜一郎は中野島村（和

歌山市中之島）、のち駿河町（同駿河町）に店を構えて

いた（前掲須山稿）。出版にあたっては、坂本屋も、和

歌山を中心とした文化人ばかりでなく、当時の版本による印刷に携わる版本の彫り師や摺り師（版本に墨を塗つて和紙に摺る人物）などの職人をも取りまとめる必要があつた。私義 「義」は「こと」「…のこと」を意味する語はいくつかあるが、その中で「義（儀）」は、そのかかる範囲が最も狭く、直前の語に限られる。ここでは「私」だけを示す。仕来 ずっと行なつていて。御蔭 以下、「御国」「御國産」、「御免」「御聞済」など、藩の所属、あるいは藩の行為等に関しては「こと」とく「御」が付いてい

る。取続引き続く。商売が成り立っていく。商売仕「仕」は「する」の謙譲語。仕合 幸せ。奉存候「奉存」は「奉」も「存」も謙譲語のため、二重の謙譲表現。

②御国御国産并ニ諸問屋を初諸商売・諸職方 領國の產物および（これを取り扱うところの）問屋・小売商・職人。「商売」は小売商。「職方」は職人。相認「相」は語調を整える語。語に意味があるわけではない。出版 出版。近世は版本での印刷のため、通常「出版」の字を使う。奉存候間「間」は「…なので」。

③被為成下候「被」も「為」も敬語で二重敬語。「被為成下」は「成」が「する」で「して下さる」。ここでは「お許し下さる」。ただ「成下」と「下」との間に顯著な違いは見いだせない。強いていえば、「成下」の方がやや格式張った物言いか。なお、「下」の原義は「与える」で、ここでは「許可を与える」の意味になる。「被」は「罷」のよう書かれてしまっている。喜一郎は常にその形で書いている。文意から「被」と読むしかない。その下の四角に小丸を付けたような文字が「為」。偏ニ ひたすら。

④大坂表 大坂地方。大坂一帯。出板仕有之「仕」「有之」

は重複表現。「出板仕」か「出板有之」のどちらかにすべき。自分の出版でもないので謙譲語「仕」を使うのは、同じ書物屋としてという気分の表現か。買物独案内す

で述べたように、文政年間から大坂で出版、好評を得た「商人（あるいは浪花）買物独案内」のこと。と申候「申」

は謙譲語。前の「仕」同様、同業者としてということか。

⑤御国御城下 領國の城下町、つまり城下町和歌山。

⑥仕候へ者「へ」は「候」の語尾変化をあえて表示している。「者」は「日」の部分を通常「つ」の形で表すが、喜一郎は点で示している。漢字で書いてあるが平仮名の「は」のこと。ここでは仮定の「ば」。弁利宣敷「弁利」は便利。近世には音さえ当てはまれば、躊躇なく当て字として使う傾向がある。「敷」は「宜しく」の送り仮名「しき」の当て字。字義とは関係がない。

⑦御聞済 聞き届ける。承知する。此段「段」は「こと」。「こと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。筆者は「統合の段」と称する。ここでは願書き冒頭から「此段」までのすべての内容を代用する。「聞」が、右下への止めから左下にはねてているため分かりにくい。2項

【二度目の出版願い】⑨の「聞」も同じ形だが、こちらの方が読みやすい。

（付箋）商売向 ここでは諸商人。掛合 相談。交渉。先

方好「好」は希望。相対合意。納得。加入致度「買物
案内」に掲載を希望した諸商人等の中に加える。「加入」
は、ここでは加える。入れる。

2 偽の十返舎一九

翌六年、喜一郎の店に江戸の戯作者十返舎一九がやつてきます。そこで言うには、一九も和歌山の『買物独案内』の企画を喜一郎同様に進めていて、江戸ではすでに許可を得ているというのです。これに驚いた喜一郎、

【二度目の出版願い】

〔糸文〕

書物屋

⑧乍恐奉願上候口上　　喜一郎印

一私義、先年親代々書物商売仕来候處、

御蔭を以取続き商売仕、難有仕合奉存候、

⑨然処、去午二月、別書願書之通

御願奉申上候處、右者先御取扱難被成下候段

被仰聞、奉畏候義ニ御座候、⑩右ニ付候而者、押而

奉願上候義奉恐入候ニ付、其儘ニ相成御座候、
⑪此度当月廿六日、江戸表十返舎一九と申候者
御当地へ参り、私共方へも立寄候而、⑫此度右私共
存附候趣向同様之品、江戸表ニ而御願済之由ニ而、
御當所諸商売向開板仕度候由申ニ付、

⑬右者私共先願有之候由申聞候事ニ御座候、

不思量卽是量

書翰第



(8)

一
秋先生年親代々言爲商賣仕事の多

御薦志を後き商賣仕事有仕合事少く
^⑨御坐去年一月別書取事も也

御取事事少く事又右度先付お詫び難下候
^⑩事所事事少く事又右度候事又押る

事又事事少く事又右度候事又押る
^⑪事又事事少く事又右度候事又押る
^⑫事又事事少く事又右度候事又押る
事又事事少く事又右度候事又押る

存傳不遠而國拔就以廣其聲無窮
清高示後為萬向國拔佐承之十三首
¹³
¹⁴右美譽生之歌有自古中華之子也傳不
石之海之名石之志何也可歌者之多也
¹⁵
¹⁶右美譽歌也於君石再音之歌歌止而歌
美譽又以得之君不以考之清高其聲無窮
清高其聲高其聲念之則更日下
¹⁷
右五美譽而考之清高其聲無窮

未
月

⑭右之通ニ付而者、右之者何連可願出と奉存候、

⑮右者前段之通私共々再応奉願上候義

奉恐人候得共、⑯若右之者へ御免も御座候義ニ

御座候へハ、私共甚以残念之至ニ奉存候、且ハ

右一九義、他所者之義ニも御座候へハ、⑰何卒私共

御免被為遊被下候様、乍恐奉願上候、以上

未八月

(坂本屋文書九二三一―六)

〔読み下し文〕

⑧恐れ乍ら願い上げ奉り候口上

一私義、先年親の代々書物商売仕来り候處、

御蔭を以て取り続き商売仕り、有り難き仕合わせに存じ奉り候、

⑨然る処、去る午二月、別書き願い書き之通り

御願い申し上げ奉り候處、右は（者）先御取り扱い成し下され難く（難レ被^二成^一下^二）候段仰せ聞けられ（被^二仰聞^一）、畏み奉り候義に御座候、⑩右に付き候ては（而者）、押で願い上げ奉り候義恐れ入り奉り候に付き、其儘に相成し御座候、

⑪此度当月廿六日、江戸表十返舎一九と申し候者

御当地へ参り、私共方へも立ち寄り候て、⑫此度右私共

存じ附き候趣向同様之品、江戸表にて御願い済み之由にて、

御当所諸商売向^一き開板仕り度く候由申すに付き、

⑬右は私共先願之有り候由申し聞け候事に御座候、

⑭右之通りに付いては、右之者何れ（連）願い出づ可しと存じ奉り候、

⑮右は前段之通り私共^二再応願い上げ奉り候義

恐れ入り奉り候え（得）共、⑯もし右之者へ御免も御座候義に

御座候えば（へハ）、私共甚以て残念之至りに存じ奉り候、且は

右一九義、他所者之義にも御座候えば、⑰何卒私共

御免遊ばせられ下され（被^レ為^レ遊^レ被^レ下^一）候様、恐れ乍ら願い上げ奉り候、以上

未八月

〔文意例〕

⑧恐れながらお願いいたす口上書き

一私は去る親の代から書物関係の商売を致して参りましたが、

お陰様で引き継ぎ商売が成り立ち、有難き幸せと思っております。

⑨さて、去年の午年二月、別添えの（前に添えた）願い書きの通り

お願い申し上げましたところ、この出版はとうてい許可なさり難いということをお言い聞かせになり、承知いたしたところでございます。⑩こういうことですので、あえて

（再び）願い上げることは恐れ入りますのでそのままにしておりました。

⑪この度今月二十六日、江戸の十返舎一九という者が

御当地和歌山へ参り、私の店へも立ち寄りました。⑫この度右の、私が

思ひ付いている企画と同様のものを、江戸では許可を得ていて、
御当所和歌山城下町商店の版を出版したいということです。

⑬この出版は私が先に願い出たということを申し伝えたのでございます。

⑭このようなことですので、右の者はいずれ（この企画を）願い出るだらうと思います。

⑮この出版は前段（ここでは⑨～⑩）の通り、私より再びお願いたすということは

恐れ入るのですけれども、⑯もし右の者へ御許可が出るようなことに

なりますならば、私は非常に残念（筋違い）と思います。さらに、

右の一九は他所者のことでもございますので、⑰どうか私へ

御許可くださいます様に、恐れながら願い上げ申します、以上

〔語意・語法〕

⑧親代々 10項【弟又三郎養子に付き願い】には、「祖父 之代々書物商売仕来候」とある。

⑨別書願書 前にある「午二月」付けの願い書きのこと。「午二月」にはこれを単独で提出し、「未八月」には、「別書願書之通」とあるのだから、「午二月」の写しも添えて新しい願いを差し出したはず。つまりこの表紙の付いた一連の「乍恐奉願上候口上」は、「未八月」の願書の控えとなることになる。**御願奉申上** 「奉」は謙譲語。動詞「申上」は「言う」の謙譲語。二重の謙譲語。**先取扱難被成下候** 「先」は（否定語を伴い）その事態が動かしがたいことを強調する語。「どうにもこうにも」「いかにも」。「取扱」は、ここでは許可すること。「難」は出来ない。困難である。**被仰聞** 「被」は敬語。「仰聞」は言い聞かせるの敬語。「被」が付くから二重敬語。「被」を受け身と取って、言い聞かされたとするのは間違い。**奉畏** 命じられて承知したのだから、「畏」。^{かしこみ} 上が「田」ではなく「由」のくずしになつていて読みにくい。

⑩**右二付候而者** 「右」は⑨の「去午二月、別書願書之通奉畏候義ニ御座候」。願い出て、それが不許可になつたこと。「候」は「」で書かれている。「候」のくずしというよりは、ここに一文字あるという意味。文意から

「候」以外にはありえないで、そのような書き方になる。「而」は平仮名の「て」。**押而奉願上** 「押而」は強引に。藩は、「買物独案内」の出版は認めないと判断を下した、しかも、内容は分からぬながら、「先取扱難被成下」というほどの強い拒絶があつた。「押而奉願上」は、その藩の判断を不服として、あえて再願すること。奉恐入候ニ付、其儘ニ相成恐れ多い、つまり御上に逆らうことにもなりかねないので、再願せずにそのままにした。

⑪**廿六日** 「日」は横画が失われている。**十返舎一九** うまでもなく、『東海道中膝栗毛』で有名な戯作者。没年は天保二年（一八三一）。この願書きが書かれた末年は、⑯の注で述べるように天保六年だから、四年前に没した人物が喜一郎の店に立ち寄つたことになる。ただ、「一九」はともかく、冷静に考えればこの話は所詮無理なのだ。一般の出版物とは違つて、この手の出版は掲載希望の商店を糾合し文面も擦り合わせなければならぬ。御当地で出版される名所図会・名所旧跡案内・絵地図等と同じく、地元の人間だからこそ信頼も得られ人脈や地の利を

生かし実現出来る出版なのだ。「他所者」(16)にとつては、和歌山に代理の店でも置きその店を操作していかなければならず、刊行するにせよ販売するにせよ手順が煩雑になり採算を取るのも難しくなる。この点を考えれば、江戸の人物がわざわざ和歌山版を企画しようとするはずはない。あるいはそうではなく、喜一郎が「其儘」(10)にしていた企画の再願を奉行所に申し出るために思い付いた狂言だと考へても、同様の不自然さがある。ところが、そのあり得ない話をしに来た人物がいるといふ。偽一九。出版事情にも通じていたのだろう、「一九」はこの手の話を引つさげて全国各地に出没していたのではないか。例えは、出版を取りやめる見返りに金錢を要求するというような詐欺師ではなかつたか。それならば、信用を得るためにも有名人に成りきるのが得策だろう。実際に多彩な顔を持つ一九であれば、こうした企画を語らせててもさほどの無理はない。今日とは違ひ一九死去の報が流布するわけではないから、喜一郎がそれを知らなくとも不思議ではない。「十返舎一九御当地へ参り」ではなく、「十返舎一九と申候者御当地へ参り」とある

から、喜一郎は顔も分かつていない。出版経験も豊富な大手書物屋であれば何を冗談をと受け流し、「先御取扱難被成下」(9)のだから和歌山では無理ですよと涼しい顔をしていれば済むものを、まともに取り合つて自分が「先願」(13)だと主張した。目の前に本来あり得ない話題を主張する人物が実際現れてみると、眞に受けてあわてふためいたというところか。とりわけ「江戸表二而御願済」(12)、企画はすでに動き始めている、この一点に喜一郎はだまされたように思える。本来江戸での願い出が必要だったかどうか。詐欺に引っかかる心理といふのはこのようなものなのか。ところが、「御当地」の「先願」であることに価値を置いている喜一郎は正攻法を選んだ。奉行所にあて自分が「先願」だと主張、後から願い出た「一九」に許可が出るなどということがあれば「甚以残念」なことだし、しかもこの「一九」は「他所者」ではないかと述べて再願した。話を信じさせた所まではよかつたが、恐らくは金をせしめるのに失敗した偽一九、当てがはずれたのではなかつたか。実際、この話は以後出てこない。私共「共」は必ずしも複数を示す

のではなく、へりくだつた意味を表す。

(12) **趣向** ここでは企画。江戸表二而願済之由「願済」は「一九」が出版許可を江戸町奉行にすでに願い出ている。あるいは、その許可を得ていて。願書きに書き付けているほどなのだから、これに喜一郎は取り立てて強く反応したことが読み取れる。「由」は伝聞の「…ということ」。

当所 和歌山城下町。諸商売向「諸商売向き」（各商店連中）を集めた『買物独案内』。開板 直接には、木版刷りの版木を作ること。すなわち出版すること。

(13) **先願有之** 「一九」より先に喜一郎が和歌山町奉行に願い出していること。それは特段の意味は持たないのだが、喜一郎はそこに価値を置いている。「先願致候」でもなければ「先願ニ付」でもない、「先願有之」という表現は、「先願」したという権利を主張しているように思える。

申聞 申し聞かせる。

(14) **何連** 「連」は平仮名の「れ」。可願出「可」単独でも話し手の意志。「可・候」の方が丁寧。ここでは「…だろう」という、話し手の推量。

(15) **右者** 前段之通私共々再応奉願上候義奉恐入候「右」は

『買物独案内』の出版願い。「前段之通」は、前で述べた通り。(9)から(10)にかけての、「御取扱難被成下候段被仰聞、奉畏候義ニ御座候、右ニ付候而者、押而奉願上候義奉恐入候」を指している。「再応」は、くりかえし。再び。(10)の注参照。

(16) **右之者へ御免も御座候義ニ御座候へハ「右の者（一九）に許可が下りるという事態にでもなるならば」。** 意味が取りにくいか、前者の「御座候」は「御免」が出る。後者はそういう事態になる。甚以殘念之至「以」は強調。「甚以」と「至」は同義反復。自分が「先願」であり喜一郎はそこに価値を置いているのに、後に願い出たものに許しが出るならば残念だ、あるいはそれは筋違いだの意味。**他所者** ここでは他領の者。紀州藩外の者。近世にはこうした使い方も多い。

(17) **御免被為遊** 「遊」は補助動詞で、ここでは「御免」の実行者（奉行所）に対する尊敬の念を示す。「御・被・為・遊」で四重の敬語。未八月 全く同文の異本「買物独案内」出版願い（九二三一一七）は「未聞七月」付けになっている。「閏七月」のある未年は、近世では天保六

年（一八三五）しかない。この「末八月」も天保六年な

のである。

3 半丁で十匁

九年後、坂本屋兄弟は三度目の出版願いを提出します。「一九」が訪れた後に出した二度目の願いも許可されなかつたことが分かります。今回の願いには、出版見本の「別帖」も付けてありました。しかし、『買物独案内』は

【三度目の出版願い】

〔糀文〕

書物屋仲間

喜一郎

①乍恐奉願上候口上

大二郎

一御国諸問屋ヲ初諸商売并諸職方、

何商売者何町何屋某ト相認出板

仕度奉存候間、②何卒出板御免

被為成下候様、偏ニ奉願上候

一③仕方之義者別帖之通り仕り、

「御国御城下諸商売買物独案内」

〔読み下し文〕

①恐れ乍ら願い上げ奉り候口上

一御国諸問屋を初め諸商売并諸職方、

何商売は（者）何町何屋某と相認め出版（出版）

仕り度く存じ奉り候間、②何卒出板御免

成し下せられ（被レ為ニ成下）候様、

偏ニ願い上げ奉り候

③仕方之義は別帖之通り仕り、

その後出版された形跡が見られないことから、兄弟が何度も願い出たにもかかわらず、結局出版許可が下りないまま立ち消えになつたものと考えられます。

方心在船上呈

大仲月
卷之二
大二席



一

佛國諸國乞物諸國乞物
何為者何所求者

②

仕友布施何事出板

徐絕

不為國中所施佈、東船上

③ 仕友之年次別帖上海子供

佛國佛城下諸國乞物獨案內

(付箋)

上古書

牛叔子集

右通之此極仕也

御城下事の

を言ひ人へ尋ねて承利宣が曰
左様の何事陽子殊不外脚立（五）
難有候事は既久恐其上望

王陽子
丙子年

東御所様

(付箋)

⑥

剛劍一美六草代根打

⑦

藏野草式二剛三剛
文之堂也大剣合之
奇上加又力供奉事

御国御城下諸商売買物独案内

出板仕度奉存候

④右之通り出板仕り候えは（へ者）、当御城下不案内之

遠方の人々、売買に便利（弁利）宜しく（數）候様

奉存候間、⑤何卒御聞済被為成下候へ者

難有仕合奉存候、此段乍恐奉願上候、以上

天保十五年

辰八月

東御番所様

（付箋）

⑥「彫刻之義ハ半丁ニ付代銀拾匁

相掛り候付、⑦半丁或ハ二ツ割・三ツ割、

其人々之望ニ任せ、右割合を以て

相對之上加入仕度奉存候」

（坂本屋文書九二三一一三）

〔文意例〕

①恐れながらお願ひいたす口上書き

一御国（の産物を扱う）諸問屋を初め諸小売商ならびに諸職人について、

出板仕り度く存じ奉り候

④右之通り出板仕り候えは（へ者）、当御城下不案内之
遠方の人々、売買に便利（弁利）宜しく（數）候様

存じ奉り候間、⑤何卒御聞き済み成し下せられ候えば

有り難き仕合わせに存じ奉り候、

此段恐れ乍ら願い上げ奉り候、以上

（付箋）

⑥「彫刻之義は半丁に付代銀拾匁

相掛り候に付き、⑦半丁あるいは二つ割り・三つ割り、

其人其人之望みに任せ、右割合を以て

相對之上加入仕らせ（為仕）度く存じ奉り候」

何の商売は何町の何屋某（という店がある）と認め出版致したいと思いますので、②どうか出版の御許可を下さいます様に、ただただ願い上げます。

一③仕方については別帖の通りにいたし、

『御国御城下諸商売買物独案内』を

出版致したいと思います。

④右の通り出版致しましたならば、当御城下に不案内の遠方の人々にとって、売買に便利になる様に

思いますので、⑤どうか御聞き入れ下さいますれば

有り難いことと存じます。この件、恐れ多いことですがお願ひ申します、以上。

（付箋）

⑥「（版本の）彫刻については半丁について代銀拾匁

かかるので、⑦（店の掲載の大きさを）半丁（二頁）あるいは（半丁の）二分の一・三分の一（というように）それぞれの人の望みに任せ、右の割合（半丁・二ツ割・三ツ割）で

承知の上（掲載料を取った上で）加入致させたいと思います」

〔語意・語法〕

①書物屋仲間 喜一郎^(印)・大二郎^(印)「仲間」は株仲間のこと。ここでは兄弟連名で願いを出している。弟の大二

郎^{は昌平河岸}（和歌山市^{よりあいばし}の寄合橋^{よあいばし}西詰から小人町^{こびとまち}東端にかけての川沿いの地）に店を構えていた（前掲須山稿）。

「印」は墨で抹消されている。坂本屋文書は内容・形式からすべてが写しと思われるが、捺印部分を通常のように「印」の文字や空白にしているものばかりではない。写しなのにあえて印を捺して提出時の姿を再現し、その内いくつかは印部分をさらに墨で抹消したり破つたりすることで写しであることを示している。ここで印影の抹消もその一例で、提出しなかつた願い書きが残っているのではない。

御国諸問屋ヲ初諸商売并諸職方 1項】『買

物独案内』出版願い】の「口上」にある「御国御国産并ニ諸問屋を初諸商売・諸職方」、すなわち領国の產物およびこれを取り扱うところの商人・職人のうち、「御国產(物)」が抜けた形となるべきだろう。字義通りの、徳川家の領国、紀伊・伊勢全域の問屋・商人・職人のことではない。

②偏ニ奉願上候 天保六年、前年に引き続いての前項「再応」願いの際には、「押而」(再応)「奉願上候義奉恐入候ニ付、其儘ニ相成御座候」「私共々再応奉願上候義奉恐入候得共」という大変な気の使い様だった。九年後の今回は、こうした表現は一切示されていない、「再願」

とすら書いていない。法令が数年経てば自然消滅するため、同じ内容の法令が繰り返し繰り返し出し続けられたことと同じ考え方なのだろう。九年前の願書きは今や自然消滅していて、そのため今回の願いは再願にはならない、恐縮する必要がないということと思える。

③別帖 次項に取り上げた『和歌山買物独案内』。

④不案内 「内」は一画目の縦画を省いているので分かりにくいか。

⑤東御番所 東町奉行所のこと。東町奉行所・西町奉行所は広瀬(和歌山市元町奉行丁二丁目)にあり、月番制だつたという(三尾功『城下町和歌山百話』)。

⑥彫刻 版木の製作。半丁見開いた帳面の片面。半分に折った紙の大きさ。すなわち板木半分。代銀拾匁かみがた上方

は銀遣い経済。金一両=銀五〇目(匁)=約一五万円で換算すれば、「拾匁」は三万円ほどになる。一冊七、八丁(今の一五〇頁ほど)の和綴じ本で、版木代だけでも四五百万円。版元としても多くの版本の版木を負担するのには困難なので、多くの場合、版木を数軒の版元で持ち合う相合版の形で出版することになる。「匁」は小丸のあ

と筆を左上に戻し右下に向かうべき所、戻さずに下に下ろしてから跳ね上げているので分かりにくい。

⑦半丁或ハニツ割・三ツ割「二ツ割・三ツ割」は、帳面片面の二分の一、三分の一。商人ひとり当たりの、『買物独案内』に掲載する紙面の大きさ。其人々之望ニ任せ「々」は「人」にだけかかるのではなく「其人」二字にかかり、「其人其人」と読みとるべきなのだろう。相対之上加入為仕「相対」は、合意する。納得する。「為」は使役。「させる」。こうして、「彫刻之義ハ半丁ニ付代銀拾匁相掛り候付、半丁或ハニツ割・三ツ割、其人々之

望ニ任せ、右割合を以て相対之上加入為仕度」は、版本代は拾匁という高額なので、掲載面の大きさを選ばせ、その割合で合意の上（掲載割合に見合つて版本代を負担させ）加入させる、という意味だと解釈できる。金銭にまつわることなので、掲載者に版本代を負担させるという直接的表現を避けたのだろう。この仕組みによつて坂本屋は、版本の負担というリスクなしにこの『独案内』を出版することができ、売れた分だけ利益を上げられることになる。

4 別帖『買物独案内』見本

この見本は、「序」で、城下町をよくは知らない人々でも良心的な商店を選ぶことが出来ると『買物独案内』の効用をうたいます。本文では、いろは順の業種ごとに

商店の広告を並べて、利用者が検索しやすいように工夫しています。

【買物独案内】「序」

〔訳文〕

(表紙)

「

和歌①
買物案内
山」

商人買物案内序

物必ず法あり、其法、言に
あらざれハ敢て不隨と、

②實乎此小冊乃弁利を

述るに、譬ハ遠近・智愚の
人に限らず、万事買物・誂
もの等、其道に奇ざる品ハ

物なればかの字之部、古手
なればふの字之部と、其
頭字を取て引出し見れば、
乾物ハかの字に何町何丁目
何屋某と委あり、此處に
尋ね行べし、⑤代呂物に念を
入、直段下直なる事疑ひ
なきにより名前を

(表紙)

和歌
買物案内
山

①

顕たれハ、其所に行て買
物するに、如才なく心安く事
を弁じ後の愁ひなし、
⑥殊に遠国、亦は近在にて
も当地不案内の人々、
物をとゝのふに、あんじ

高人賞物獨案内序

物必ず法なり其法言上

うまきひ敢て不道や

② 実乎此小冊乃辨利を

述るを壁云々近智要

人に限らず莫要案物地

の等々通ト夸る所、

買も賣にも損失多し

故不邊ひてその家より

それを亦未だ後悔せ

なくこゝろの儘にして、
人に尋るにもおよばず、
おもふ処に行てその

自由なること、此小冊を
見て知るへし

天保

〔読み下し文〕

① 商人買物独り案内序

物必ず法あり、其法、その言に

あらざれば（ハ）敢て隨わざと、

② 実に（乎）此小冊乃便利（弁利）を
述るに、譬ば遠近・智愚の

人に限らず、万事買物・あつうえ詭

もの等、其道に奇た（奇さ）る品は

買うにも売るにも損失多し、

③ 故に選びてその家に行か
ざれば、亦しても後悔あらん

数恐れて此小冊を出せ

數恐も此小冊（たう）をあせ

正^{（4）}買物と尋るに乾

物あらか九字と部古手

などもふ乃字と船と其

れまをれて引かんれを

乾物かのまに何所何百

何公余と來ら^{（5）}此小

易取り廻し代呂物に念

入直販下走る支數ひ

廿四名前代

り、④其買物を尋ぬるに、乾
物なれば「か」の字之部^{（か）}、古手

なれば「ふ」の字之部^{（ふ）}と、其
頭字を取りて引出し見れば、

乾物ハ「か」の字に何町何丁目

何屋某と委あり、此処に

尋ね行くべし、⑤代物（代呂物）に念を

入れ、値段（直段）下直なる事疑い

なきにより、名前を

顕^{（あらわし）}たれば其所に行きて買

物するに、如才なく心安く事

を弁じ後の愁い（ひ）なし、

⑥殊に遠國、亦は近在にて

も当地不案内の人々、

物を整う（と、のふ）に、案（あん）じ

なく心（こゝろ）の儘にして、

人に尋るにもおよば（ハ）ず、

思う（おもふ）處に行てその
自由なること、此小冊を

見て知るべ（へ）し

顯たまへ其所尔行を嘗
物を乞に如ぞ多くせぐる
を辨じ後⑥の悲ひあし
跡跡尔走國亦走近走少
も南地不案内乃人へ
物を乞乃子すらんじ
かくとゆの仕よして
人に尋ねずりむは代
れも小處アリてその
自由あると此小冊

見て知るべ

天保

〔文意例〕

- ①物には必ず手本がある。しかし、その手本も文字になつていなければわざわざ従おうとはしない（ものだ）。
- ②実際に（具体的に）この小冊子の役立つ点を述べれば、例えば（和歌山町から）遠い人・近い人、ものの分かっている人・いない人に限らず、万事、買物や注文して作ったもの等、商業の筋をはずした品物（いい加減な商品）は買う場合にも売る場合にも損失が多い。
- ③故に、選んだ上でその商家に行かなければ、またしても後悔があるだろう、といいう成り行きを恐れてこの小冊子を出版した。④その買物について調べるには、乾物ならば「か」の字の部、古手ならば「ふ」の字の部と、その頭文字を取つて引出して見れば、乾物は「か」の字に何町何丁目何屋某と詳しく出でているので、ここに尋ねて行くとよい。⑤商品に念を

入れていて、値段が安い事に間違いないから（この小冊子に）名前（屋号）を

載せたので、そこに行つて買物をしても、失敗もなく安心して事が済み（買い物が出来）、後の心配もない。

⑥殊に遠い地方、または近在でも当地（和歌山の町）不案内の人々は、（この小冊子を見れば）物を整えるのに（買い物するのに）不安もなく思つた通りにして（思い通りの店に行けて）、人に尋ねる必要もない、

思いの店に行き、その

心のままであるという状態は、この小冊子を見て知ることが出来るだろう。

〔語意・語法〕

①必ず「ず」は「須」に「。」以下、漢字をくずした形

の平仮名が多い。法あり「法」は手本。模範。「あ」は「阿」。言にあらざれハ「言」は文字。「に」は「丹」。「ら」は点を抜いているので分かりにくい。「れ」は「連」。不

隨と「と」は「登」。

②実乎 実際に。「乎」は平仮名の「に」として使つている。小冊 小型の薄い書物。小冊子。弁利 便利。役立つ。譬ハ 例え。限らず「ず」は「春」に「。」謎もの「謎」

は「言」（ごんべん）が「イ」（にんべん）になつてしまつてゐる。其道「道」は、守るべき道理。奇さる「さ」は「太」のくずし（平仮名の「た」）に横画を追加したものか。「損失多し」なのだから、「^{じつから}奇さる（偽らざる＝間違いのない）品」ではなく、「奇たる（偽りたる）品」にしなければ意味がとれない。①の「あらざれハ」、③の「行ざれば」の「ざ」は、両方とも起筆部が上から入つていて、第一画横画の終筆部から筆を離さずに、そのまま第二画右下への運筆につなげている。濁点も付して「ざ」にしている。一方、「奇さる」の「さ」は、第二画右下への運筆から入つてゐるように見え、第一画横画から入つた場合の①③のようだ、第二画右下への運筆へのつながりもない。「さ」のままで、濁点も付けていない。このことから「太」のくずし字に、間違つて後筆で横画を入れてしまつたように思える。

③亦しても「し」は「志」。数成り行き。「数」は、部首「爻」を「支」にしている。出せり「り」は「里」。

④尋る 捜し求める。乾物なれば「な」は「奈」。古手 古着。古道具。頭字 頭文字。尋ね行べし「へ」は「遍」。

⑤代呂物 代物。商品。下直 安い。疑ひなきにより「き」は「起」。「よ」は「与」。名前を顯たれハ 商人の屋号を「買物独案内」に載せる。「代呂物に念を入、直段下直なる事疑ひなきにより」とあるので、版元（坂本屋兄弟）が調査し選別し、信用のおける商人なので掲載した意味。『独案内』を売らんがための誇張なのではなく、掲載までにそうした手間ひまを實際かけているのだとすれば、この「三度目の出版願」の（付箋）部分、「相対」という表現にはその作業を含んでいたとも考えられる。「を」は「越」。其所に「に」は「爾（尔）」。如才なく手抜かりがない。心安く安心して。弁じ済む。愁ひ不安。心配。
⑥遠国 遠い地域。「国」は「伊勢国」「攝津国」などという時の「国」。亦は「は」は「盤」。とゝのふに「に」は「耳」。あんじ「案」。心配。こゝろの儘思い通り。「ろ」は「路」。およハズ「お」は「於」。自由 心のまま。

【『買物独案内』（本文）】

(7) 琉璃
物
黃
石
稽
庭
石
工
入
師

系物
王庭石
石工
入光師

(7) 糸物
硫黃
庭石
石摺
石工
入は師

若山何町何丁目

松萬糸物卸所

并組物御望次第

松屋立兵齋

中一切療治藥

留一

男
入
考
師

京
女
入
士
師

芳山何町何丁目

松井何、

右印・銅印
印判・板木師
何町

口中一切療治、齒藥

小兒あしきはをぬきはやらじ

男入は師

石山何町何丁目

中
同
印

⑧ 石印銅印

何町
石灰所 何、

御印判板木師

御好治第并庭石
石細工

何町
何、

石灰所

何町
何、

御好治第并庭石
石細工

何町
何、

石細工

戸若山、
万建具所

戸問屋 諸道具 戸棚
戸并障子 砥石

諸道具類
其外出来合物

障子 御好次第

諸道具類
唐物・小間物

其外細工物品々

⑩ 時計師

御鳥所

(9) 戸 戸物 時計 鳥 戸屋 話道真 戸棚 戸子 磨石
(10) 萬建具所 萬建具所 障子 外出用 戸子 戸外用 戸子 戸外用

戸棚・簾笥所 砥石所
(11) 紙 乾物 金物 刀・脇差 総糸 笠 傘・ちよちん 鏡
若山何町 諸紙類 紙屋何、
本町九丁目 何、 壳傘所 用 并提灯 日笠
(12) 何町 何、 金物所并打物

鍋・釜所 金屋丁 何、

(12) 何町
何、
金物所并打物

何町何丁目
御鏡所 何、

何、何、
刀・脇指所
并とぎ仕候

(坂本屋文書九二三一一四)

時斗師

御鳥所、、、

戸棚簾笥所、、、

磁石所、、、

(語意・語法)

⑦石工 石職人。硫黃 硫黃木の商い所。硫黃木(付け木)

は、薄木の端に硫黃を塗ったもので、火を移すのに用いた。

石摺 石摺り絵(版画)の商い所。石灰 肥料として

石灰(石灰)を商つてゐる店。御飾・紐・房「おかげり」

ひも・ふさ。万糸物卸所「所」は「商い所」の「所」。

既製の商品を並べてある所。商店。ただし、「組物」は

「御望次第」に作り上げる。あしきはをぬきはやらじ「悪

しき歯を抜きは遣らじ」。虫歯の抜歯はしない。「ぬきは」

の「は」は「巴」。男・女入は師「入は師」は、入れ歯師。「師」

は、既製品を売る「所」と区別し、客の注文に応じられる技術を持つた人物をいう。女性にはお歯黒の習慣があり、男性とは異なつた入れ歯になるために「男・女」の

(11) **紙**

紙
刀
根左
總
鏡
金
物

若山何町

△ 諸紙類

紙屋何、

本町九丁川

向、

日
笠
用
傘
所

日
笠

- 区別を表記したのだろう。
- ⑧ **御印判・板木師** 挖るという共通の技術で、印判と版木を同時に扱っている。御好治第石細工・井庭石「御好治第」は「お好み次第」。石細工は注文製作、庭石は販売。
- ⑨ **唐物** 「からもの・とうぶつ」。中国やその他の外国から輸入した雑貨。戸・障子・其外、出来合物・御好次第戸・障子その他の建具について、「出来合」（既製の物）と注文製作を兼ねてている。
- ⑩ **時計師** 「時計所」でないから、注文に応じて作り、修繕したことになる。
- ⑪ **総糸** 特に紀州特産の木綿糸をいう。鏡 もちろんガラスではなく、銅製あるいは鉄製。曇つてくれれば磨かなければならなかつた。売用 傘所并提灯「売用 傘所」といいうのだから、一方に貸し傘屋があつたことになる。「傘所并提灯」は、両方とも竹の骨組みに和紙を貼るという同じ作業工程であるために、同じ店で製造・販売している。
- ⑫ **打物** 打ち鍛えて作った金属器具。ここでは鎌・鍬などの鉄製農具。とぎ仕候「研ぎ仕り候」。

(12) 向町

何、

金物所

金屋丁

鍋釜所

何、

御鏡所

向町 何丁目

何、

刀賜指所

向、何、

井上
経仕川

5 藩国学者長沢衛門「封印」

坂本屋兄弟が出版した書物の中には、藩の家臣で國学者（和学者）でもあつた長沢衛門の著作も數多くありました。ところがこの衛門は、嘉永六年（一八五三）六月、藩の政争のために、安政二年（一八五五）六月には揚座敷入（座敷牢入り）の処罰を受けました。その影響は坂本屋にも及びます。藩は衛門の屋敷に

あつた書物を押収しますが、これには坂本屋が衛門に貸し渡したものも入つていて、当初坂本屋はこれを大いして押収したのだと考えたのでしょう、本来の持ち主である坂本屋に容易に返還してくれるものと期待したようで、返還願いを奉行所に提出します。

【貸し上げ書物御下げ願い】

〔釈文〕

①乍恐奉願上口上

一私義、兼而長沢六郎様江御出入仕候所、

御同人様御惣領衛門様、此度御封印ニ

相成候様承り申候、②夫ニ付別紙目録之通

書物御かし上仕御座候、其内二者外方

御屋敷様ニ而かり合候品も御座候ニ付、

〔読み下し文〕

①恐れ乍ら願い上げ奉る口上

一私義、兼て長沢六郎様へ御出入り仕り候所、

御同人様御惣領衛門様、此度御封印に

相成り候様承り申し候、②夫に付き別紙目録之通り

書物御かし（貸し）上げ仕り御座候、

其内には（者）外方

卷之三

1

蘇東坡行書《寒食帖》

別紙書物用紙を用ひ御下
記下り候事無事承取上り

印付

西浦番所様

御屋敷様にて（而）かり（借り）合ひ候品も

御座候に付き、

③何卒此段格別之御思召を以、右
別紙書物目録之通り私江御下ヶ

被為成下候様、乍恐奉願上候、以上

卯六月

西御番所様

(坂本屋文書九二三一—二二三)

〔文意例〕

①恐れながらお願いいたす口上書き

一私は、以前から長沢六郎様（の御宅）に出入を致しております
したが、

御同人様の御物領衛門様が、この度屋敷押し込めの処分になつた様に承りました。②それに関係して別紙目録の通り（衛門様に）書物を御貸し致しております。その中には他の御屋敷の方から借り合つた書物もありますので、

③どうかこのことに格別の御思し召しを以て、右
別紙書物目録の通り私へ御返し

下さいますよう、恐れながらお願いいたします、以上

③何卒此段格別之御思し召しを以つて、右
別紙書物目録之通り私へ（江）御下げ
成し下せられ（られせなじくだ）候様、

恐れ乍ら願い上げ奉り候、以上

〔語意・語法〕

①乍恐　願い出の際の定型句。奉願上「奉」は謙譲語。

口上「口上書き」の略。私義　この願書きが兄弟のどち

らによるものかは分からぬ。兼而予て。「而」は平仮名。長沢六郎 長沢六郎政寛。小姓組、三五石。様江「江」は平仮名。現代の「へ」。出入社 六郎の屋敷に入りをしていたという意味だが、坂本屋の目的は当主の六郎ではなく養子の衛門に会うことであった。衛門が部屋住みの身であつたためこのような表現をとつてゐる。「仕」は謙譲語。惣領 実子であろうが養子であろうが、藩に対して家の相続人として届けた者を惣領と称する。衛門 衛門伴雄は藩の国学者本居大平等に学び有職故実（武家儀礼等のこと）や和歌に詳しかつた教養人で、経済にも明るかつた。江戸時代には、こうした異分野に渡る才能を持つ人物は決してまれではなかつた。当時西浜御殿に隠居していた十代藩主徳川治宝が有職故実に強く関心を持ち、また本来藩の財政組織である藩専売組織仕入方や熊野三山貸付方を隠居の身ながら握り続けていたために衛門を重用、その御側近くに仕えさせ、西浜御殿内々御用や、熊野三山御寄附金貸付方（三山と藩による、主に大名への貸し付け業務）の勤めも兼ねさせていた（文久元年長沢楠次郎「系譜」。『南紀徳川史』第二

冊、五一九～三九頁）。封印 嘉永六年（一八五三）六月、衛門は職を免じられて永押込（ながおしあ）（屋敷に押し込め外出を禁ずる処罰）となり、さらに二年後の安政二年六月には揚座敷入（座敷牢入りの処罰）に処された。「此度御封印」とは、衛門方の書物が封印されたというようなことではなく、通常の使い方ではないが、衛門自身が「封印」、揚座敷入となつた事態を指し示しているといえよう。衛門は部屋住みで長沢家を相続することもなく、揚座敷入りの処罰が解けないまま、六年十一月、五十二歳で没。なお長沢家は、衛門の子楠次郎が祖父六郎の養子となつて相続していく（前掲長沢家「系譜」）。これより前の嘉永五年九月、隠居治宝付きの年寄（家老）であった山中筑後守が死去、十二月には治宝自身が没し、その後から、衛門を含めた治宝付きの主要な人物、延べ四〇人が次々と処罰されたのである。嘉永の大獄であった。治宝と筑後守の死をきっかけに、藩主側近が、藩の専売組織などを私的に握っていた隠居治宝一党を追い落としにかかり、藩政の正常化を図つたものと考えられる（『和歌山県史』近世、「藩政の苦悶」）。相成「相」は語調を整

える語。承り申「承り」は謙讓語。「申」は補助動詞。

上に置かれた動詞（ここでは「承」）を丁寧に表現する。

②別紙目録「坂本屋文書」には残されていない。しかし上

町人が武家に対し貸すのだから、貸し渡しや貸し出し

ではなく、「貸し上げ」になる。其内二者「者」は平仮名。

外方御屋敷様ニ而かり合候品 坂本屋が衛門以外の武家

とお互いに貸し借りをして利用し合っていたことが分かる。

これが衛門に「御かし上仕」った分に含まれているとい

うのだから、又貸ししたことになる。

③此段「段」は最も広い範囲を示す「こと」。ここでは

①②のすべて。思召「番所」（町奉行所）段階での好意

的なお考え、判断。私江「私」の「禾」（のぎへん）は、

6 著述御尋ね

さらに奉行所は衛門の出版書目を尋ねてきました。事態は深刻であるらしいことが坂本屋にも分かつてきたことでしょう。大二郎（書物屋仲間）は安政二年八月、そ

の回答書（「御請」）を送りますが、その末尾には不自然な形で「四季草」「武雜記」の版本の分割所有についてまで付記してあります。

起筆部から第二画へ移る時に力を抜かなかつたため、「牙」にみえる。御下ヶ 奉行所の手で、坂本屋が衛門に貸した書物を坂本屋に戻す。坂本屋は衛門の書物ではないのだから容易に戻るものと判断してこの願いを出したものと考えられる。しかし、奉行所は取り調べの重要な物件とみなしていたのだろう。のちに見るようく、書物を戻すどころか、その版本の差し出しまで求めてくる。

解決までその後二年近くを要した。被為成下「被」も「為」

も敬語で二重敬語。「被為成下」で「して下さる」。ここ

では「御下ヶ」をして下さるで、御下げる。卯六月

長沢衛門が処罰された、同じ安政二年（一八五五）卯六月のこと。

〔著述書き上げ〕

年行司代文吾

書物屋仲間文吾

①御請
大二郎印

長沢衛門様著述之内板行ニ相成候品
御尋ニ付、仲間共相調左之通奉申上候

一類題和歌作例集

一類題和歌鴨川集

一官位沿革便覽 長沢様
御藏板

右之通御座候

②一四季草

一武雜記

右二品伊勢貞丈著述之品へ、衛門様

校正被成候而板行ニ相成御座候、右
御届申上候、以上

〔読み下し文〕

①御請け

長沢衛門様著述之内板(はん)（版(ばん)）行に相成(な)候品
御尋ねに付き、仲間共相調(ども)べ左之通り申し上げ奉り候

②右二品伊勢貞丈著述之品へ、衛門様
校正成され(されなさる)候て（而）板行に相成し御座候、右
御届け申し上げ候、以上

① 情 情

本
書
寫
於
文
政
年
間
之
時



是淨亦以病害連日難行亦如
所望之日未見其歸至

仲乃大老而本

猶類和多化何葉
猶類和多野川葉

官佐沿革便覽

舊稿

保史亭集

(2)

古文通考

四百卷

或難犯

古二承向舊南其述而微以承
校正而移行之而古承不名

始而至其上

卷之六
大部
大字

八月十八

東御番所様

右四人割合
喜一郎 太二郎
坂本屋喜一郎
右三人割合

八月十八日

四季草 大二郎

東御番所

長沢様

秋田屋太右衛門

坂本屋喜一郎

、、大二郎

右四人割合御座候

武雜記

長沢 太右衛門

喜一郎

右三人割合

(坂本屋文書九一三三一一二七)

〔文意例〕

①回答書

長沢衛門様の著作物の内、出版したものと
御尋ねなので、書物屋仲間共で調べ、

左の通りお答え申し上げます。

②右の二点は、伊勢貞丈の著作へ衛門様が
校訂をお加えになつて出版しました。右
お届け申します。以上。

右四人で分割しています。

① **年行司代** 「年行司」は、ここでは、一年任期の書物屋仲間代表。「代」は、その代理。**御請** 「御番所」(町奉行所)の仰せ付け(「御尋」)に対する承諾書。**板行** 出版。**仲間共** 「共」は複数の意味で、へりくだつた表現。**奉申上** 「申」は謙譲語。「奉申上」は二重の謙譲語。**類題和歌作例集** 嘉永元年(一八四八)刊の和歌の書。喜一郎ほかによる出版(高市績『紀州若山江戸時代出版者出版物収覧』、坂本屋文書による。以下同じ)。**類題和歌鶴川集** 嘉永元年刊の和歌の書。喜一郎・大二郎ほかによる版。**官位沿革便覧** 「冠位色沿革便覧」。弘化四年(一八四七)刊の有職故実の書。隠居治宝の下命に従い、伊勢貞丈(後述)の著作に衛門が校訂を加えた(『南紀徳川史』第二冊、五三〇頁)。**長沢様御蔵板** 「藏板」は版本を所蔵している。

長沢衛門は校訂しただけでなく、版本自体を所有している。著作権と版権が分離していない。以下の「四季草」「武雑記」も衛門が相合版として所蔵している。**詠史歌集** 「詠史和歌集」。嘉永六年刊。和歌の書。喜一郎・大二郎ほかによる版。

② **四季草** 伊勢貞丈の有職故実の書。写本を衛門が補訂し、天保八年(一八三七)に出版。**武雑記** 伊勢貞丈の有職故実の書「武雑記抄」の写本を衛門が補訂。「武雑記補注」と題して嘉永元年に出版。**伊勢貞丈** 「さだたけ」。俗に「ていじょう」。有職故実家。幕府寄合。秋田屋太右衛門 大坂心齋橋の書物屋。**割合** 分割すること。版本を相合版として持ち合っている。

7 版木提出命令

衛門の出版書目を提出させたあと、奉行所はその書物の版本を差し出すよう求めてきました。そう考えてみると、先の衛門の出版書目の末尾に不自然な形で版本の持ち合いを書き足しているのはそれを予兆させます。九月、

「二軒」（喜一郎・大二郎）は版木は高価なのだし、それを取り上げられたり出版禁止にされたりしたならば暮ら

しに困るとして、差し出しを免除して貰うように奉行所に願いを出しています。

【版木取り上げ御免願い】

〔釈文〕

①乍恐奉願上候口上

一長沢衛門様御著述之品々板木之義、

私共所持之分御番所様へ差し出し

可申候様被仰聞奉畏候へ共、②右板木之義者、

家督と申候程之品にてハ無御座候へ共、

私共之身分ニ仕候而ハ彫刻仕候銀子者

余程之義ニ而、私共ニ軒前銀拾貰目程

之出分ニ相成候事ニて、③年々右書物製本

仕、壳立候口錢銀を以一廉之渡世之

仕來り候品之儀に付、④万一千御留板又ハ

板木御取上ヶ等にも被為仰付候ハ、家督^(カ)

相放れ、差当り困窮難儀迷惑仕候、

家内共も及渴命候義ニ御座候、

恐入甚心配仕候義ニ御座候、⑤何卒格別

〔読み下し文〕

①恐れ乍ら願い上げ奉り候口上

一長沢衛門様御著述之品々板木（版木）之義、

私共所持之分御番所様へ差し出し

申す可く候様仰せ聞けられ（被^{られ}おおせき^(け)仰聞^(け)）

畏み奉り候え（へ）共、②右板木之義は（者）、

家督と申し候程の品にては御座無く候え共、

私共之身分に仕り候て（而）は彫刻仕り候銀子は

余程之義にて、私共ニ軒前銀拾貰目程

之出し分に相成り候事にて、③年々右書物製本

仕り、売り立て候口錢銀を以つて一廉之渡世之

仕來り候品之儀に付き、④万一千御留板又は

板木御取り上げ等にも仰せ付かせられ

（被^{られ}為^せ仰付^(か)）候はば（ハ）、家督に

相放れ、差し当り困窮難儀迷惑仕り候、

1

名物考略

景次第の様内考也。亦、核本
形本初稿と云。改審前稿、落成
の事。稿と改審と本稿との大抵核本
本稿と中程一脉で、^②要之半生之稿
形本、又多後本形剖付記す。

家程了無事。秋月之影，亦復在林中。
予知其未解，故不以事之。右書也。製
仕事，亦已歸。惟此一處，是活世之
佳處。上而不爲，則有余焉。所以極之。
極不居之，所以無所作也。」^③此謂
和敬。此生焉。國窮，稱仰。蓋恐其
志向才力，既竭。今不第以之，又自
空文甚。而配竹焉。以無何，益於前。

③

④

⑤

程

思召を以て。御取扱被為遊被成下候ハヽ、私共
兩家共家名相続仕、廣大之御慈悲

御子仕合事多候

和子

東浦翁解

之思召を以て。御取扱被為遊被成下候ハヽ、私共
兩家共家名相続仕、廣大之御慈悲

家内共も渴命に及び候義に御座候に付き、

恐れ入り甚だ心配仕り候義に御座候、
⑤何卒格別

難有仕合奉存候、依之乍恐

奉願上候、以上

卯九月

東御番所様

(坂本屋文書九二三一一二五)

願い上げ奉り候、以上

卯九月

東御番所様

〔文意例〕

①恐れながらお願ひいたす口上書き

一長沢衛門様が御著述なさった書籍の版木について、

私共の所持の分を御番所様へ差出す

様にと（私共に）お言い聞かせになり承知いたしたのでござります。しかし、②右の版木については、

財産という程の価値はありませんけれども、

私共の境遇からいたしますと（版本を）彫るための経費は

かなりのものとなります。つまり、私共二軒分で銀拾貫目程

の出費に成る事ですので、③年々右の書物を本に仕立て

あげて、売れるだけ売った儲けでやつと他人並みの暮らしを

之思し召しを以つて宜く御取り扱い遊ばせられ
(被レ為レ遊) 成し下され (被ニ成下) 候はば、私共
両家共家名相続仕り、広大の御慈悲
有り難き仕合わせに存じ奉り候、

これに依り恐れながら

続けられる程度のことなのです。④万一出版禁止あるいは

版木の御取り上げなどを御命じになるならば、せつかくの財産が
なくなつてしまい、差し当り困窮し難儀になり迷惑いたします。

家族達も生活が成り立たないことでございまして、

恐れ、甚だ心配いたしていることでござります。⑤何卒格別

にご配慮下さり宜しく御取扱い下さいますならば、私達

両家共に（暮らしも成り立ち）家名も代々伝え続けることが出来ますので、（その）広大の御慈悲を
有り難き幸せと存ります。こういうことで、恐れながら
お願ひ申し上げます。以上

〔語意・語法〕

- ① **品々** ここでは書籍。私共所持之分 相合版の版木の内、喜一郎・大二郎の手元にある分。○この位置に何らかの一文を挿入したものと思える。⑤の○も同様。番所「番」の「采」は左右のハラいが抜けている。可申候「申」は補助動詞。「可：候」は話者の意志。被仰聞「被」は敬語。「仰聞」は言い聞かせるの敬語。「被」が付くから二重敬語。奉畏 命じられて承知したのだから、「畏」。候へ「へ」は「候」の語尾変化。
- ② **家督** 家産。財産。申候程之品「品」は種類。等級。あるいは、品質。品格。無御座「座」は「坐」を使っている。身分 身の上。境遇。彫刻仕候銀子 版木を作るのに必要な経費。余程之義「余程」はかなりの程度。相当。同内容の異本（九二三一—一二〇）には、「余程之大金之事に而」とある。二軒前「一人前」の「前」と同じ使い方で、二軒で分担した銀子のこと。二軒は喜一郎と弟の大二郎のことであろう。銀一〇貫は金二・五両。三十数

万円。

③**製本** 製本行程をいうのではなく、ここでは商品としての書籍を作り上げること。**売立** 盛んに売る。どしどし売る。□**銭銀** 手数料。儲け。**一廉之渡世之仕来り候**「一廉」は一人前の。「渡世」は生活・生業。「仕来り」はし続ける。

④**留板** 止め版。出版禁止。絶版。**被為仰付** 三重の敬語。**家督二相放れ**「放れ（離れ）」は除かれる。除外する。前掲、同内容の異本には、該当する表現はない。**家内** 家族。**及渴命候義ニ御座候**「渴命」は飢えや渴きで命が危なくなる。「及渴命」で、生計が立たない。「義ニ御座候」（こ

とでございます）という婉曲表現を追記することで、「及渴命候」という直接的な物言いに比べ穏やかな言い回しにしている。**恐入** 非常に恐れる。

⑤**思召** 好意的なお考え。**宜御取扱被為遊被成下**「遊」は補助動詞で、ここでは「御取扱」の実行者（奉行所）に対する尊敬の念を示す。「御・被・為・遊」で四重の敬語。「宣」が「ウ」（うかんむり）の次画に横一画が入り「宣」になっている。**家名相続仕**（暮らしが成り立ち）家名も（途絶えることなく）続けることが出来る。「仕」はここでは「する」よりも「出来る」と理解する方がよい。**広大** 広く大きい。**慈悲** 情け深い心。

8 増刷できず著作が品切れ

何があつたのか、どういう判断がなされたのかは分からりませんが、版本差し出しは取り止め、これに代えて該当する書物を提出するということで決着が付いています。旧冬（安政三年）にはその取調べも終わり、提出した書物も返還されました。その間、数か月は「製本」（増

刷）出来なかつたというのですから、版本に代えて書物を提出したといつても、結局は版本を取り上げられたのと効果は同じ。ただ、そのために書物が品切れになつたというのですから、販売は行われていたことになります。何とも中途半端な処罰に思えます。

書物が返され「製本」をしてもかまわないようになつたといつても、衛門屋敷にあつた衛門所持の版木は押収されたままだつたため、まだ増刷出来ずにいます。安政四年巳（一八五七）正月、大二郎は幽閉中の衛門に対して、藩に版木の返還を求めるよう促しています。

この時、衛門は「揚座敷入」（座敷牢入り）の処罰が続いたままだつたのですが、こうした形での連絡は可能だつたことが分かります。ただ、文面は用件を淡々と述べているだけで、それ以外のことには一切触れていないという点にも注意が必要です。

【版木返却願いに付き衛門宛て書状】

〔积文〕

①口上

一冠位色沿革便覽

一鴨川集

一詠史歌集

一和歌作例集

一武雜記

右五品板木、私共割持ニ罷在候

処、私共所持之分ハ御調被為在候趣ニテ

御町御番所様より板木差し出し申す可き旨

御調べ在らせられ（被レ為レ在）候趣にて
仰せ聞けられ（被二仰聞一）候に付キ、
（②段々御宥免御願い申し上げ奉り
候て（而）製品五品差し上げ奉り御調べ御願い
申し上げ奉り候處、御聞き届け
成し下せられ（被レ為レ成下一）候て、

旧冬右書物五品共御調べ済ませられ候
被仰聞候ニ付、（②段々御宥免御願い奉申

①

口上

冠位色沿革便覽

鴨川集

雅史之集

和亨能例集

武難死

右丘名釋本

私共刻持之抄本也

卷之三
藝文私共而持之抄本也
清閑房之藏

清町清室所様小松木差新至
此作第^②舟修之清室免^③也於東方
上うる蟹奉丸而來在室清個此船
事事よきを清室而ナシ而御り
四多右書物其品在清個此船
近多右本下テミト如也之能古學左
致日蟹奉丸來而修舟修之

重枝葉の節^④より結芽が経て、ア
カシバの葉が落葉^⑤を経て、付穴^⑥の裂葉^⑦
の形の葉に置かれて、葉の表面は葉肉^⑧と
葉脈^⑨の間に隙間^⑩があり、葉裏^⑪は葉肉^⑫と葉脈^⑬の間に
隙間^⑭がある。梅木^⑮は年^⑯漸^⑰高^⑱く成長^⑲するが、
葉も漸^⑳大きくなる。葉の色は、葉裏^㉑は緑色^㉒で、葉面^㉓は
紅色^㉔である。葉裏^㉕の葉肉^㉖には葉脈^㉗があり、葉面^㉘の葉肉^㉙には
葉脈^㉚がない。

周使甘寧有行在車馬之序
諸多事議皆參予之。清下子之書
招步兵數十乘以備急用。每上車輶
相扶翼轂車如乘健馬。初寧字
彊也。叔陵嘗有車輶行幸大司馬
室。數次不許。叔陵曰。我欲與仲
望

己正月十九

長澤様

卷之三

上候而製品五品奉差上御調御願

奉申上候処、御聞届ケ被為成下候而、

旧冬右書物五品共御調被為済候

趣ニ而御下ケニ相成申候儀御座候、③右ニ付
数月製本出来不仕候ニ付段々

亮仕舞、此節ニ至諸方々註文も申

參候へ共前段之義ニ付最早製本無之

甚以難渋仕候、④然處御屋敷様江差

置候板木、昨年御召上ケニ相成御座候、

未夕御下ケニ相成不申候趣奉畏罷在候

得共、右ニ而者板木不足ニ而製本出来

不仕候、⑤最早私共持板ハ御調も被為済候

御儀御座候ニ付、何共奉恐入候得共

御屋敷様江差置候分御下ケニ相成候

様御願被成下度此段奉願上候、⑥左候ハ、

板木も相揃製本出来仕候得ハ私共

渡世ニ相成難有奉存候、何卒右之段

宜敷御取計被成下候様仕度奉存候、以上

趣にて御下げに相成り申候儀に御座候、③右に付き
数月製本出来仕らず候に付き段々

売り仕舞、此節に至り諸方より註文も申し

参り候え共前段之義に付き最早製本之無く

甚以つて難渋仕り候、④然る處御屋敷様へ差し

置き候板木、昨年御召し上げに相成り御座候、

未だ御下げに相成り申さず候趣畏み奉り罷り在り候

え（得）共、右にては（而者）板木不足にて製本出来

仕らず候、⑤最早私共持板は御調べも

濟ませられ（被レ為レ濟）候

御儀に御座候に付き、何共恐れ入り奉り候え共

御屋敷様へ（江）差し置き候分御下げるに相成り候

様御願い成し下され（被ニ成下）度く

此段願い上げ奉り候、⑥左（然）候はば（ハ、）

板木も相揃い製本出来仕候えば私共

渡世に相成り有り難く存じ奉り候、何卒右之段

宜しく（敷）御取り計らい成し下され

（被ニ成下）候様仕り度く存じ奉り候、以上

已止月廿九日

阪本屋
大二郎

長沢様

(坂本屋文書九二三一一二一)

〔文意例〕

①口上書き

右五冊の書物の版本は所有権が分かれております
が、私共（兄弟）所持の分は御調べがあるということで
町奉行所より版本を差出すようにとの指示を
お言い聞かせになりました。②（そのため）段々とお許しをお願い申し
上げて、（版本の代わりにその）書物五種類を差し上げ御調べを御願い
申し上げたところ、御許し下さいました。

昨年（安政三年・一八五六）冬、右書物五種類とも御調べがお済みになつた
ということで御下げ渡しになつたのでござります。③そういうことで
数か月は書物が出来ずにいましたので段々

売り終わつてしましました。最近はあちこちから註文も言つて
くるのですが、前に述べた事情ですので最早書物も無くなり
大変困りました。④ところが衛門様の御屋敷に
置いておいた版本は昨年御取り上げの処分になりました。

未だ御返却の処置にはならないとの点は承知いたしました

けれども、そういうことです

(ほかのものは作れても、衛門様が版本の一部でも持つてはいる分は) 版本が足りないために書物が出来ません。⑤最早私共(兄弟)の持つてはいる版本は(書物提出の形で)御調べもお済みになつたことで御座いますから、何とも恐れ入りますけれども

衛門様の御屋敷へ置きました分(版本)を(藩が)御返却になります

様に御願い下されたく、この点お願い申し上げます。⑥そういうことで、

版本も揃い書物も出来ますならば私共の

仕事にもなり有難く存じます。どうか右のこと

よろしく御取り計らい下さつて欲しいと思います。以上

〔語意・語法〕

①**私共** 「私共割持」は、兄弟・大坂の秋田屋のほか、江戸の須原屋・山城屋、京の勝村など。領外は藩の権限が及ばないので、「私共所持」は兄弟。割持相合版のため、

版本の所有権が分かれている。罷在「罷」は複合した動詞を丁重にいう。被為在候趣「被」も「為」も敬語。「趣」は、同じ「こと」でも、ある方向に向かっていく意味。事柄の方向。可申旨「可」は話し手、ここでは奉行所の意志を示す助動詞。「申」は上の動詞を丁寧に表現する補助冬。相成「相」は語調を整える語。

動詞。「旨」はものごとの意味・内容。被仰聞「被」は敬語。
〔**仰聞**〕あおひきは言い聞かせるの敬語。「被」が付くから二重敬語。

②宥免 罰などを許すこと。大目にみること。製本 出来上がった書物。奉差上「奉」は謙譲語。聞届ケ 許すこと。聞き入れること。旧冬 昨年の冬。この口上が巳(安政四年・一八五七)正月の日付なので、昨年辰(同三年)

③右二付数月製本出来不仕「製本」での「御調」になつたのだから、版木は手元に残つてゐる。それならば版木を使って書物を作れるのかというと、「書物五品」が「御下ケニ相成」までの「数月」間は「製本出来不仕」で、版木を差し押さえられているのと同じ意味を持つ。つまり、「製本」での「御調」は単に、奉行所まで大量の版木を運ぶのを嫌つたからにすぎない。**段々売仕舞**「仕舞」は終わつてしまふこと。「段々売仕舞」で、だんだん売り切つてしまつた。その後にも「注文も申參候へ共・製品無之甚以難渋」とある。新しく「製本出来不仕」だけで、既に出来上がつてゐるもの販売までは禁止されない。此節「節」は時期。頃。前段 文頭から「段々売仕舞」までの内容。**甚以**「甚」の強調形。**難渋** 困ること。「数月」の間の話。

書籍単位で版木を所持しているのなら、押収されている版木以外の書籍については印刷できる。「不足」とか「揃」とかいうのは、一部の版木がないために、一冊の書籍全体が印刷出来なくなるからこそ出てくる表現であろう。手間がかかるはずなのだが、どうやら一冊の書物について、出資割合に見合つて版木を分割所蔵しているらしいことがわかる。

⑤御願被成下度 お願いなさつて欲しい。「度」は聞き手の行為に対する願望。「れ・られ・なされ」などの次に置かれる。⋮してほしい。⋮であつてほしい。

⑥左候ハ、「左」は「然」。既述のこと。そう。渡世 生活・生業。「世」の二、三画目の縦画を上の横画と交差させないため「口」のようになつてゐる。**宣敷** 前項「版木取り上げ御免願い」⑤同様、「宣」が「宣」に書かれ

る。御取計被成下候様仕度奉存 ⑤と同様の語法（「御願被成下度」）で、より丁寧に述べたつもりなのだろうが、問題が多い。「御取計被成下候様」（お取り計らいなさいますように）という読み手の行為に対し、書き手が「仕度奉存」（したいと思う）ことは難しい。この後に取り

のだから、「畏」。板木不足 ⑥にも「板木も相揃」とある。

計らいを支援するための何らかの資料を送るという文章が続くのならば、何とか許容できるのだが。「御取計被

成下候様奉願候」「御取計被成下度奉存候」のいずれかにすべきだろう。

9 西田内蔵の著作に転換

衛門事件に懲りた喜一郎は出版の方針を転換させ、以後同じ国学者（和学者）である西田内蔵（西田惟恒・高

【三熊野集売り弘め願い】

〔枳文〕 書物屋仲間

乍恐奉願上候口上 喜一郎

一①奥御医師西田元洞様御養子

同苗内蔵様編輯

三熊野集初編 全部二冊

②右之書、此度彫刻売弘仕度奉存候付、

乍恐此段奉願上候、右ニ付乍恐草稿

全部二冊奉入御覽候、③何卒彫刻

売弘之儀御聞済被為成下候様、

乍恐此段奉願上候、以上

〔読み下し文〕

恐れ乍ら願い上げ奉り候口上

一①奥御医師西田元洞様御養子

同苗内蔵様編輯

三熊野集初編 全部二冊

②右の書、此度彫刻売り弘め仕り度く存じ奉り候に付き、

恐れ乍ら此段願い上げ奉り候、右に付き恐れ乍ら草稿

全部二冊御覽に入れ奉り（奉入御覽）候、③何卒彫刻

売り弘め之儀御聞き済み

成し下せられ（被レ為ニ成下）候様、

名思其樂上人

書畫印

一
① 奧浦連作西園元明小畫
因苗肉熟小編群

二集初編 全收二冊

② 右書時未刪割 章法甚嚴 节有
多忍以候 筆氣上在右者多忍待行
全收二冊 艾門算上行草刪割

臺山之歲即以沐浴為
名忍此役甘願上此

成吉思

西九日

西御番所様

西九月

西御番所様

(坂本屋文書九二三一ー一一)

恐れ乍ら此段願い上げ奉り候、以上

〔文意例〕

恐れながらお願いいたす口上書き

②右の書について、この度版本を彫刻し（書物の）売り広めを致し度いと思ひますので、恐れながら御許可願います。そのために恐れながら原稿を全部で二冊御覽に入れ申しますので、③どうか彫刻し

売り広めることをお許し下さいますよう、

恐れながら願い上げます。以上

〔語意・語法〕

①同苗 同姓。すなわち西田。三熊野集歌集。春・夏・秋・冬・恋・雜の各部に分かれる。

②草稿 下書き。あるいは原稿。「草」を「艸」に書く。

10 弟をおじの養子に

天保六年（一八二五）ごろのこと、喜一郎は同居させ

ている下の弟又三郎を、おじの養子にすることで話を進

めています。ただその場合も、反対のしようのない家庭の困窮を理由にして、許しをくれるよう藩に願い出て

います。また、養子を決定するまでに、人柄を見極める期間を設けている点も興味深いものです。

【弟又三郎養子に付き願い】

〔釈文〕

①乍恐奉願上候口上

中之鳴村
喜一郎

一私義、当村ニ而御高下ヶ紙之通所持仕、

祖父之代々書物商売仕来候處、②弟共追々

成人仕候得共、細元手ニ御座候得者、分譲致

遣候田畑等少も無御座、勿論

（在カ）
御城下続ニ而作業自然不得手罷上候付、③私共

縁類駿河町与助与申者方ニ相続人

無御座候付、私弟、三男又三郎与申者養子ニ被望候付、

④三ヶ年已前約束仕置御座候付、折々参り

店方手伝致居御座候處、此節引越させ

呉候様申出候付差遣申度奉存候、⑤私義

細元手之商人之義付而者、近年商売不景氣ニ

御座候付、多人數ニ而者家内養育難出来候付、

⑥幸ひ差遣候ハヽ、私母、兄弟合之事故先祖も歓

〔読み下し文〕

一私義、當村にて（而）御高下ヶ紙之通り所持仕り、
祖父之代々書物商賣仕來り候處、②弟共追々

成人仕り候え（得）共、細き元手に
遣し候田畑等少しも御座無く、勿論
御城下続きにて作業自然不得手に

罷り在り候に付き、③私共

縁類駿河町与助と（与）申す者方に相続人

御座無く候に付き、私弟、三男又三郎と申す者

養子に望まれ（被レ望）候に付き、

（まか）
御座候に付き、折々参り

④三か年以前（已前）約束仕置き

店方手伝い致し居り御座候處、此節引越させ

御座候付、この

店方手伝い致し居り御座候處、此節引越させ

^① 红叶草书诗

中行村
王鼎

移栽
南村高洁秀而风流也。不持仕
祖文代公書物為愛使先^②。近
歲人仕多爲潤色。惟君高風雅致
蓋以烟水文字。深在句端。

御城下種高潔素固其不辱^③。至
移數株向所今則之也。不復種人。

老舗庄少林三男又二郎之口
老舗庄少林四月

(付箋)

^④三年正前約來仕立老舗庄少林折、金り不藝

店舗庄少林折、金り不藝

⑤

不藝

細度少人近來年商賣多氣

清往少多人數多處少處多來省

^⑥幸山莊少林折、金り不藝

(付箋)

不藝

事之多不復可說余亦不復往

為斗雞有什公事⑦而卒捨別

活意恐若村子也故其事多不復記

聞不以信活惟與一清光極二往不應

義主子東家上山

(付箋)

正精當 古事記卷之二

正精當

古事記

正精當

古事記

正精當

正精當

正精當

正精當

正精當

正精當

(付箋)

而文之經年物也多矣

正精當

可申与奉存候、左候得者跡家内露命相続仕、如何計歟難有仕合ニ奉存候間、⑦何卒格別之御慈悲を以村方出放之義御聞済被為

成下候様、御憐愍之御取扱之程乍恐

幾重ニも奉願上候、以上

(付箋)

「所持高 七斗八升九合八勺

家内

四十二才 喜一郎

三十二才 大二郎

二十六才 又三郎

三十二才 妻

六才 喜太郎

(付箋)

「本文之趣、与助方々も奉願候

義ニ御座候」

(坂本屋文書九二三一―五)

くれ（呉）候様申し出で候に付き

差し遣し申し度く存じ奉り候、⑤私義

細き元手之商人之義に付いては（而者）、

近年商売不景氣に

御座候に付き、多人数にては

⑥幸い差し遣し候はば（ハヽヽ、

私母、兄弟合之事故先祖も歛び

申す可しと存じ奉り候、（左）候え巴後（跡）の家内露命相続仕り、

然（左）候え巴後（跡）の家内露命相続仕り、
如何ばかり（計）か（歎）

有り難き仕合わせに存じ奉り候間、⑦何卒格別之御慈悲を以つて村方出離（放）れ之義御聞済み

成し下せられ（被レ為ニ成下）候様、

御憐愍之御取り扱い之程恐れ乍ら

幾重にも願い上げ奉り候、以上

(付箋)

「本文之趣、与助方々も願い奉り候

義ニ御座候」

〔文意例〕

①恐れ乍らお願いたす口上書き

一私は、当村で（田畠の）高たかを下げ紙の通り所持いたし、

祖父の代から書物の商売を致して参りました。②弟達も次々と

成人いたしておりますが、（商売は）わずかな元手ですので（分けてやることが出来ませんし）、分け与えて

やるような田畠等は少しもございません。もちろん

（その田畠も中之嶋村は）御城下続き（の土地柄）で農作業も当然うまくいく訳がありませんし。③私共の親類で駿河町の与助という者の所には跡継ぎが

いませんので、私の弟で三男の又三郎という者を養子にと望んでいます。

④三年以上前に（口）約束をしてありましたので、（又三郎は先方に）時々出向いて

店の手伝いをし（人物を見極めてもらつ）ていましたが、この度（又三郎を）引越しさせて

くれ（正式に養子にくれ）るようになると（親類の与助から）申し出て来ましたので、送りたいと思います。⑤私は、わざかな元手の商人のことですから、近年商売がうまくいきません

ので、多人数の家族では養うことが出来ません。

⑥幸いに（養子を）送ったならば、（先方の与助は）私の母と兄弟同士ですので、（さぞかし）先祖も歓ぶだらうと思います。そうすれば、後の家族はかるうじて生活いたせますし、どれほどか有難き幸せと思うことでしょう。⑦どうか格別の御慈悲で、村から出て行くことをお認め

下さいますよう。哀れみを以つたお取り扱いの程を、恐れ入りますが

重ねてお願ひいたします。以上

(付箋)

「本文の内容に関して、与助よりもお願ひ申し上げることでござります」

〔語意・語法〕

①中之嶋村喜一郎 書物屋の坂本屋喜一郎は、元々中之嶋村の居住であったことがわかる。もつとも、この文書の年代が未詳であるが、坂本屋文書の中では、天保六年（一八三五）「未八月」の1項【『買物独案内』出版願い】と筆遣いが酷似している。この二つが同じ時期に同じ筆で書かれた可能性が高いといえようか。御高 城下町の高名な書物屋ではあるが、わずかとはいえ田畠を所持していることが分かる。祖父之代 2項【「一度目の出版願い」には「親代」とある。

②追々 次々と。あるいは、だんだん。細元手 次に続く文章で所持田畠を言つているのだが、所持高を「元手」とはいわないので、ここは書物商売の元手のことになる。「細元手」の一言で、元手が少ない、だから書物屋は分

ける対象にはならないという判断まで含めている。この口上書きは恐らく天保六年のものだろうが、しかし、その時点で、先に見たように書物屋商売で成功していた喜一郎家は大量の版木を所持し、分け与えるに十分なほどの財力を備えている。分譲致遣候田畠等少も無御座 所持高は「七斗八升九合八勺」で、田畠だけで生活を成り立たせるためには、通常一人一反、取れ高換算で一石五斗ほどが欲しい。喜一郎家は大人だけでも四人いるから、四反、六石が必要で、その七、八分の一しか所持していないことになる。それは分割相続出来るような所持高ではないとはいえる。一方、侮ることの出来ないほどの書物屋の元手がある。一般的に商家の場合には田畠でその家政を判断することは出来ない。喜一郎は書物屋を「細元手」

と表現し、都合よく財産の少ない家を装つてゐる。「ホ」のような文字が「等」。御城下続二而作業自然不得手 城下町に隣接してゐるため、例えば水利等で制限を受けたり不具合が生じたり、あるいは町人が土地や作物を荒らしたりすることもあるのかも知れない、その分農業をやりにくいということか。「自然」は自ずと。罷在「罷」は複合した動詞を丁重にいう。「上」は「在」の誤りか。

③縁類 親類。与助与（與）「与（與）」は平仮名。通常三画目の横画を縦画と交差させずに、縦画に続く横画に書く。相続人跡取りのこと。与助の店の家督を相続するの意味。被望「被」は敬語。与助が望んだ。又三郎が養子に望まれたという受け身にとっては間違い。

④已前「以前」の「以」と音が同じため「已」を用いる。此節 当節、近來の意味だが、ここではむしろ「この度」がふさわしいか。引越させ呉候様申出 類縁の与助から喜一郎に宛てた、「(三男又三郎を与助の家へ)引つ越しさせてくれ」という申し出。すなはち、与助が又三郎を養子にふさわしいと認め、正式に迎えるという正式な決定。つまり、これより前にある「約束仕置」は、ここで

養子が決まつたのではなく、いわば口約束、仮契約。「手伝致居」は、与助の店を単に手伝つたわけではなく、手伝わせることで養子にふさわしいかどうかを判断するための瀬踏み（試用）期間。それを踏まえた上で、ここで最終決定し、うしろの（喜一郎がこれを了承し又三郎を）「差遣申」につながる。この④で、養子遣り取りの一連の手順を示している。三男又三郎の養子の件は、喜一郎と与助の当主同士の契約で、三男に発言権などないのだから、三男又三郎が「引越させ呉候様申出」と意向を表明したなどと取つては間違い。差遣申「差」は接頭語。意味を強めたり語調を整えたりする。「差遣」は、人物などを相手に送る。「申」は補助動詞。奉存候「存」は横画抜き、左払いと縦画を一体化し、「子」につなげてゐる。

⑤多人数二而者家内養育難出来 この「口上」は恐らく天保六年のものだろうが、それは喜一郎が多大な版木代を要する「買い物案内」出版を願い出ていた時期に当たる。喜一郎家は「細元手之商人」のはずではなく、「近年商売不景気」「多人数二而者家内養育難出来」と述べる

ことにも違和感がある。養子の許しを得るために、難渋家を装おうとしたのだろう。

⑥**兄弟合**「合」は関係。親類の与助が喜一郎の母と兄弟関係で、喜一郎からみれば、おじに当たる。**先祖も歎可申**「可」は話者の意志。先祖も歎ぶだろうという推測とすればよい。「申」は補助動詞。上の動詞「歎」を丁寧に表現する。**左候得者**「左」は「然」。すでに述べてある事態を示す。そのように。そう。**跡家内**「跡」は「言」(ごんべん)の様な形が「足」(あしへん)。旁の「亦」は「上」(なべぶた)の下を四点と見なし、ただ三点だけ書く。たまに出でてくる字だが、元の形と大きく隔たっているので覚えておきたい。**露命相続**「露命」は、はかない命。「相続」は、続けて行うこと。「露命を繋ぐ」(かるうじて生活する)と同義。**如何計歟**「如何計」(疑問文、推量文で)は、どれほど。どのくらい。「如何計歟」は四文字ともかなりくずした形。

⑦**慈悲**哀れみを請う際の慣用表現。**村方**「方」はそれに属する人たち。**出放**(離)出て離れる。**聞済**承知すること。**被為成下**「被」も「為」も敬語で二重敬語。「被

為成下」で「して下さる」。ここでは「御聞済」をして下さるで、御認め下さる。**御憐愍之御取扱之程乍恐幾重**

二も前文「何卒格別之御慈悲を以・御聞済被為成下候」と重複表現。「憐愍」は哀れみ。なさけをかけること。「程」は名詞の表現を婉曲にする。「幾重ニモ」は何度も重ねて。(付箋)**喜一郎**喜一郎が当主で、弟二人も同居していることが分かる。近世は単婚家族(一組の夫婦を中心とした家族)が基本で、父母どちらか一人と、当主夫婦、子供二人の五人家族が平均。喜一郎の家のよう三十一歳と二十六歳にもなる弟を一人も同居させている例はめずらしい。**大二郎**天保六年二月付け中野嶋邑庄屋善大夫「稼キ送リ一札之事」(九二三一—五)に、「当村坂本屋喜一郎弟大次郎与申者、此度其御丁内雜賀屋十左衛門借家へ出稼キニ參り申所実正也」(多くの家持ちである十左衛門が所持している借家に住んで、出稼ぎをするの意)とあり、同じような時期に、次男大二郎も外へ出ようとしていたことが分かる。

〈利用案内〉

所在地

〒六四一—〇〇五一
(TEL 0731-436-9540)

和歌山市西高松一七一三八

開館時間

火曜日～金曜日 午前10時～午後6時
土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時～午後5時

休館日

年末年始 月曜日(その日が祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)
12月29日～1月3日

館内整理日

1月 4日(その日が月曜日のときは5日)
2月～12月 第2木曜日(その日が祝日と重なるときは
その翌日)
10日間(年1回) 特別整理期間

交通

JR和歌山駅南海電鉄和歌山市駅よりバスで約20分
和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分

和歌山県立文書館開館二十周年記念 古文書徹底解釈 紀州の歴史

平成二十六年三月三十一日発行
編集 和歌山県立文書館
発行 和歌山県
印刷 株式会社ウイング

